

静医発第878号
令和3年7月20日

郡市医師会長様

一般社団法人静岡県医師会
会長 紀平 幸



職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について

標記の件につきまして、日本医師会常任理事及び静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部より、別添1、2のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

職場における積極的な検査等の実施については、「職場における新型コロナウイルス感染症対策等について（令和3年6月11日付け静医発第602号）」にてご連絡申し上げたところです。

今般、厚生労働省において、医療従事者等が常駐していない場合であっても検体採取に関する注意点を理解した職員の管理下で適切な感染防護を行いながら検査を実施することが可能とされたこと等を踏まえ、「職場における積極的な検査等の実施手順」が改訂されました。

この実施手順にあるとおり、事業所内に診療所が所在しない事業所は、連携医療機関を定めることにより、医薬品卸売販売業者から直接検査に必要な抗原簡易キットを購入できるようになりました。

上記のことから、静岡県より、本事業はクラスターの大規模化や医療ひっ迫を防ぐための重要な取組だとして、今後、連携医療機関がなく検査の実施を希望する事業所から医療機関に対して相談があった場合は、適切にご対応いただくよう、本会宛て協力依頼がありました。

つきましては、貴職におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、連携医療機関とは、新型コロナウイルス感染症の診療・検査並びに患者の診断及び保健所への届出を行うことができる医療機関であることにご留意ください。

また、本件については、静岡県より、県内経済団体宛て通知がなされておりますことを申し添えます。